

●補助対象経費の考え方

■同一の補助対象経費の考え方

補助対象経費とは、申請年度の前年度において補助対象者が支援対象従業員に対し、奨学金返還支援制度により支援した額(補助率をかけるもととなる額)をいいます。

例:「企業が支援した額」から「国、県その他の地方公共団体等からの類似の補助金等」を除いた後に残る額は、「**同一の補助対象経費**」にあたらないものとします。

企業が支援した額
20万円



千葉県等の補助金額
10万円



残りの額
10万円



市の補助対象経費

●補助金の計算例

■計算例

例1) 支援対象従業員Aさんへ20万円支給

$$20\text{万円} \times 4\text{分の}1 = \mathbf{5\text{万円}}$$

例2) 支援対象従業員Aさんへ30万円支給

$$30\text{万円} \times 4\text{分の}1 = 7\text{万}5\text{千円}$$

⇒ 支援対象従業員1人につき、年額5万円の上限を超えているため、**5万円**

例3) 支援対象従業員Aさんへ20万円、Bさんへ16万円支給

$$20\text{万円} \times 4\text{分の}1 = 5\text{万円}、16\text{万円} \times 4\text{分の}1 = 4\text{万円} \quad \mathbf{\text{合計}9\text{万円}}$$

例4) 支援対象従業員Aさんへ20万円、Bさんへ20万円、Cさんへ20万円、Dさんへ20万円支給

$$20\text{万円} \times 4\text{分の}1 \times 4\text{人分} = 20\text{万円}$$

⇒ 補助対象者1者当たり、年間15万円の上限を超えているため、**合計15万円**